

亀山市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

令和7年6月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第29号

亀山市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
公平委員会	公平委員会が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長	水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。